

各都道府県医務主管（部）局
免許事務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課試験免許室

医師及び歯科医師の登録済証明書の訂正について

免許申請書類につきましては、1月19日付事務連絡「免許申請書等の送付について」により送付しておりますが、医師及び歯科医師の登録済証明書の一部に誤りがあることが発覚したため、下記のとおり訂正させていただきます。

ご多忙のところご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、貴職におかれましては、訂正内容について、貴管下の関係機関に対する周知方お願いいたします。

なお、医師・歯科医師免許の各申請者に対しては、免許証交付時に同封する「医師・歯科医師免許証を取得された方へ」により周知を行う予定です。

記

誤	正												
<p style="text-align: center;">登 録 済 証 明 書</p> <table border="1" data-bbox="159 1299 462 1456"><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>登録番号 第</td><td>号</td></tr><tr><td>登録年月日</td><td></td></tr></table> <p>上記のとおり <u>医 籍</u> に登録されたことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 医政局長</p> <p>(備 考)</p> <ol style="list-style-type: none">この登録済証明書は、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、<u>証明の有効期限は、証明日から2か月間</u>である。 なお、この証明書は、再交付しないので取扱いについては十分注意すること。<u>免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ呈示すること。</u>医師法の規定により、2年ごとの年末 今回は平成32年 における氏名、住所等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされているので留意すること。	氏 名		登録番号 第	号	登録年月日		<p style="text-align: center;">登 録 済 証 明 書</p> <table border="1" data-bbox="853 1299 1157 1456"><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>登録番号 第</td><td>号</td></tr><tr><td>登録年月日</td><td></td></tr></table> <p>上記のとおり <u>医 籍</u> に登録されたことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 医政局長</p> <p>(備 考)</p> <ol style="list-style-type: none">この登録済証明書は、就職等諸手続の際、免許証が手元に届くまでの間、暫定的に使用するためのものであり、<u>証明の有効期限は、証明日から2か月間</u>である。 なお、この証明書は、再交付しないので取扱いについては十分注意すること。<u>免許証が手元に届いた際には、必ず就職先等へ呈示すること。</u>医師法の規定により、2年ごとの年末 今回は平成30年 における氏名、住所等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされているので留意すること。	氏 名		登録番号 第	号	登録年月日	
氏 名													
登録番号 第	号												
登録年月日													
氏 名													
登録番号 第	号												
登録年月日													
<p><訂正箇所> ※歯科医師も同様</p> <p>3. 医師法の規定により、2年ごとの年末(今回は平成32年)における氏名、住所等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされているので留意すること。</p>	<p><訂正箇所> ※歯科医師も同様</p> <p>3. 医師法の規定により、2年ごとの年末(今回は平成30年)における氏名、住所等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこととされているので留意すること。</p>												

以上

医師免許又は歯科医師免許を取得された方へ

I. 医師届出票又は歯科医師届出票の提出について

医師法又は歯科医師法の規定により、医師、歯科医師は、2年ごとの年末（次回は平成30年12月31日）における氏名、住所、従事先の名称等の事項を翌年の1月15日までに、保健所を経由して、厚生労働大臣に届け出なければならないこととされています。

また、厚生労働省ホームページ上で運用している「医師等資格確認検索システム（国民が医師・歯科医師の資格の有無を確認するサービス）」は、本届け出票を提出された方が表示対象となっていますので、届け出を怠った方は、氏名等を検索することができません。

※ 登録済証明書に記載に係るお詫びと訂正
免許登録時に発行した登録済証明書において、次回の届出を誤って平成32年とご案内しておりましたが、正しくはこちらの案内のとおり、平成30年が次回の届出となります。お詫びして訂正いたします。

医師届出票 (Form 1)
第2号書式 (第4条関係)
(1) 住所 (2) 氏名 (3) 性別 (4) 生年月日 (5) 登録番号 (6) 免許取得年月日 (7) 届出の種別 (8) 業務の種別 (9) 届出の理由 (10) 届出の住所 (11) 届出の業務 (12) 届出の種別

歯科医師届出票 (Form 2)
第2号書式 (第4条関係)
(1) 住所 (2) 氏名 (3) 性別 (4) 生年月日 (5) 登録番号 (6) 免許取得年月日 (7) 届出の種別 (8) 業務の種別 (9) 届出の理由 (10) 届出の住所 (11) 届出の業務 (12) 届出の種別

II. 各種申請手続きについて

下記の事項が生じた時には、住所地を管轄する保健所等で申請手続きを行って下さい。
※詳しくは各申請書裏面をご覧ください。

(1) 籍訂正申請

本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については国籍）、氏名、生年月日及び性別に変更を生じたときは、30日以内に医籍又は歯科医籍の訂正申請が必要です。

(2) 再交付申請

医師免許証又は歯科医師免許証を亡失又はき損したときは、再交付申請をすることができます。

(3) 登録まっ消申請

死亡又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失そうの届出義務者が、30日以内に登録のまっ消申請が必要です。

【お問い合わせ先】
厚生労働省医政局医事課
試験免許室免許登録係
TEL 03-5253-1111 (内線2576、2577)